平成２９年（フ）第３６０号
愛知県豊田市寿町２丁目45番地１　チェリーコートＢ201号
破産者　平田　　智
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６９号
神戸市垂水区塩屋町４丁目３番23号　阪上ハイツ北棟102号
破産者　安田　留美
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３５号
兵庫県姫路市網干区津市場487番地ホワイトハウスＴ103号
破産者　苦木　裕一
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４１９号
兵庫県高砂市米田町米田860番地の11
破産者　岩本　隆史
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７１号
兵庫県養父市八鹿町舞狂251番地２、前住所兵庫県朝来市和田山町枚田1656番地１　県営住宅１号棟502号
破産者　村上加代子（旧姓谷垣）
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第７号
島根県益田市東町39番３号
破産者　宮本　　勝
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第２９６号
広島市安芸区上瀬野１丁目19―10　コーポ上瀬野202号室、開始決定時の住所広島市安芸区瀬野西２丁目29番13号
破産者　林　　幸司
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９１号
広島市安佐南区緑井５丁目15番10号
破産者　吉井　宏文
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１号
熊本県阿蘇市竹原534番地１
破産者　山崎　栄子
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
（開始決定時の住所）北海道旭川市永山２条23丁目１番４号　サンハイツＩ202号室
破産者　今　　浩和
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０４号
群馬県邑楽郡邑楽町大字新中野16番地15、開始決定時の住所北海道厚岸郡浜中町霧多布東１条１丁目46番地
破産者　工藤　文彦
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１８２号
北海道釧路郡釧路町睦６丁目３番地　Ｍ２―223号室
破産者　石田　悦子
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１３号
北海道網走市錦町120番地の19
破産者　千田商店こと　千田　　茂
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
宮城県角田市横倉字関ノ内36番地１　関ノ内住宅19号
破産者　成田　美穂
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第５６号
秋田県山本郡藤里町藤琴字大関添155番地
破産者　荒川　　明
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第８７号
静岡県賀茂郡東伊豆町白田22、住民票上の住所群馬県吾妻郡草津町大字草津925番地22
破産者　宇賀神　明
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６号
群馬県太田市西新町48番地10　メイプルハイムＡ―103号、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市羽黒町30番地29
破産者　小林　範行
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８５号
群馬県渋川市金井1585番地15　定住促進住宅金島団地２号棟208号
破産者　笹原　　悟
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係